

よくある質問(海事関係)Q&A

	質問内容
Q1	海事代理士業を行いたいのですが、どのような資格が必要ですか？
Q2	A港で遊漁船業を行っていますが、今後A港からB港まで人の運送を行うことを考えています。海上運送法上、何か手続きが必要ですか？
Q3	現在、失業中ですが、船員で再就職したい。雇用保険失業給付(失業保険)を受ける場合、どのような手続きが必要になりますか？
Q4	「PSC」という言葉を聞くことがありますが、何のことですか？
Q5	貨物利用運送事業について
Q6	小型船舶操縦士、小型船舶操縦者について
Q7	海技士、船舶職員について
Q8	海技士国家試験の日程等について
Q9	海上輸送の安全について

Q1 海事代理士業を行いたいのですが、どのような資格が必要ですか？

海事代理士業は他人の委託により船舶法など海事関係に関する法律の行政手続き業務を行う者です。海事代理士業を行うには、国家試験に合格した者、もしくは国土交通大臣がその業務を行うのに十分な知識を有しているものと認定された者であって、海事代理士業の登録をすることが必要です。

海事代理士試験については、[こちら](#)をご覧ください。

Q2 A港で遊漁船業を行っていますが、今後A港からB港まで人の運送を行うことを考えています。海上運送法上、何か手続きが必要ですか？

遊漁船業以外に事業として人の運送を行う場合は、海上運送法の適用の対象となっていますので、一般不定期航路事業の登録が必要であり、安全規制・利用者保護規制も適用されます。

また、登録後は、登録免許税を1事業者あたり 15,000 円納める必要があります。必要な手続き等について最寄りの運輸局、支局や海事事務所にお尋ねください。

Q3 現在、失業中ですが、船員で再就職したい。雇用保険失業給付(失業給付)を受けられる場合、どのような手続きが必要になりますか？

受給資格の決定を受けるための条件として、失業状態であり、積極的に就職しようとする意思があること、いつでも就職できる能力(健康状態・環境など)があること、資格喪失前2年間に通算12ヶ月以上(または1年間に通算6ヶ月以上)の被保険者期間があること等が求められます。

受給手続きをするご本人が、以下の書類をご用意の上、住所地を管轄する運輸局・運輸支局・海事事務所の船員職業安定窓口で手続きをしてください。(運輸局等の所在地は、下記「問合せ先」をクリックしてください。)

〔必要書類〕

- 離職票－1及び離職票－2
- 本人確認及び住所確認ができる書類(マイナンバーカード等)
- マイナンバーカードをお持ちでない方は、写真(縦 3 cm×横 2.4 cm)2 枚
- 本人名義の通帳またはキャッシュカード
- 船員手帳、海技免状(受有する場合)

[問合せ先](#)

Q4 「PSC」という言葉を聞くことができますが、何のことですか？

「PSC」とは、外国船舶の監督「Port State Control（ポート ステート コントロール）」の略称です。

1970年代後半から大型船舶の海難事故が増大し、人命の安全確保、海洋環境保全等の観点から国際的に大きな問題となり、その船舶の多くは、国際海事関係条約の基準に適合していない船舶であったことから、これらの船舶を排除していくために、我が国に入国する外国船舶の構造・設備・乗務員の資格等进行检查・監督し、日本近海における安全確保及び海洋環境の保全に努めています。

Q5 貨物利用運送事業について。

[こちら](#)をご覧ください。

Q6 小型船舶操縦士、小型船舶操縦者について

[こちら](#)をご覧ください。

Q7 海技士、船舶職員について

[こちら](#)をご覧ください。

Q8 海技士国家試験の日程等について

[こちら](#)をご覧ください。

Q9 海上輸送の安全について

[こちら](#)をご覧ください。